

## **[事案 2023-143] 払済保険遡及変更請求**

・令和6年1月31日 裁定終了

### **<事案の概要>**

遡及して払済保険に変更することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年3月に銀行を募集代理店として契約した米国ドル建養老保険（保険料払込方法はクレジットカードの年払）について、令和5年3月末までに保険会社に対して払済保険への変更請求書を提出しなかったため、保険料の支払いを令和4年3月支払分までとした払済保険に変更することができなかった。しかし、以下等の理由により、令和5年3月に遡って払済保険へ変更してほしい。また、令和5年3月支払分の保険料を返還してほしい。

- (1) クレジットカード会社に問い合わせたところ、保険会社が同意するのであれば、保険料の請求の取消しは可能だと回答された。
- (2) 令和5年3月支払分の保険料の支払猶予期間は同年5月までであるから、同月までは保険料の払込みを取り消して、払済保険への変更を行っても問題ないはずである。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払済保険への変更は、次回以降の保険料の払込みを中止して行うものであるから、保険料を支払った後に、支払前に遡及して払済保険に変更することはできない。
- (2) 約款では、提携カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込みがあったものとするとしている。当社は、令和5年3月15日にクレジットカード会社に保険料の請求をしているため、同日に令和5年3月支払分の保険料の払込みがあったことになる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、払済保険への変更の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、令和5年3月に遡って払済保険に変更することは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。